

## 7 地域振興

### (1) 地方公共団体の保有する資産の有効活用

#### 地方公共団体におけるリースバック方式の活用の促進

地方公共団体が保有する行政財産たる庁舎の用途廃止を行い普通財産に転換した上で第三者に売却し、当該第三者との間で地方公共団体が改めて賃貸借契約を締結して、賃借人たる地位において庁舎等の使用を継続するという形態で、リースバック方式を活用することは可能である場合がある旨を助言する。【平成 19 年度措置】  
( 地域ア )

### (2) 国庫補助金を受けて整備された施設の財産処分について

#### 国庫補助金を受けて整備された保育所の財産処分手続きの周知

##### ア 保育所の財産処分手続きに関するマニュアルの策定等【平成 19 年度措置】

地方公共団体の事務の効率化を図る観点から、保育所の財産処分手続きに関するマニュアル等を策定した上で、地方公共団体への配布等を行い、保育所の財産処分手続きを周知する。( 地域ア )

#### 農林水産省の補助を受けて整備された施設の財産処分における特例措置の拡大

##### ア 特例措置の適用対象となる補助事業拡大に関する地方公共団体の要望の調査【平成 19 年度措置】

農林水産省の補助を受けて整備された施設の財産処分について、国庫補助金返還の特例措置の適用対象となる補助事業の拡大について、地方公共団体の要望調査を実施する。( 地域ア a )

##### イ 特例措置の適用対象となる補助事業の拡大等の運用の改善【平成 20 年度検討】

地方公共団体の要望調査の結果を踏まえ、適用対象となる補助事業の拡大及び農林水産業以外の施設として無償譲渡する際の国庫補助金の返還の取扱いに関し、必要な運用の改善について検討する。( 地域ア b )

#### 国庫補助金を受けて整備された一般廃棄物焼却施設の財産処分における運用の

## 改善等

### ア 市町村合併に伴う特例措置の導入【平成 19 年度措置】

市町村合併に伴い、耐用年数に達する前に施設を廃止した場合における国庫補助金相当額に係る返還額の算定については、その使用年数が加重平均耐用年数を超えない施設についても、加重平均耐用年数を超えた施設と同様の取扱い（以下「市町村合併に伴う特例」という）ができるようにする。（ 地域ア a）

### イ 制度の運用に関するマニュアル等の策定【平成 19 年度措置】

地方公共団体における事務負担の軽減を図る観点から、市町村合併に伴う特例の措置状況を含めた、現行制度の運用についてマニュアル等を策定する。（ 地域ア b）

## （3）企業立地の促進

### 工場立地法の見直し

#### ア 工場立地法における生産施設面積率の見直し【平成 19 年度検討・結論、平成 20 年度前半までに措置】

生産施設面積規制は、業種ごとに工場の外部に対する環境負荷の程度が異なることから、業種別に基準が設定されており、平成 9 年及び 16 年に、環境負荷排出量低減率に応じた見直しがなされた。

前回の見直しから 3 年が経過し、更に環境負荷排出量が低減している業種も存在していると考えられ、企業にとって土地の有効活用を図ることは国際競争力の観点からも非常に重要な課題であることにかんがみると、より実態に即した生産施設面積率を設定することが必要である。

したがって、工場立地法における生産施設面積率の見直しを行い、40%が上限となっている生産施設面積率の引き上げを措置する。（ 地域ア ）

#### イ 緑地面積率基準に係る運用の見直し

一定規模以上の工場を立地する場合、国は業種に応じて生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率を準則で定めて義務づけており、既設の工場において、建て替え及び拡張に当たり敷地内に一定規模の緑地等を確保することができない場合には、工場施設の更新などが行えない。

昭和 48 年改正法の施行以前に設置された一部の工場においては、現在も緑地面

積率基準を下回る水準でしか緑地を確保できない工場があり、生産施設の老朽化も進んでいる。このような工場が増改築を行い、生産施設を更新するとともに工場敷地外に相当程度の緑地等を整備することは、現状と比べて周辺地域の生活環境の向上に資するものである。

したがって、工場の敷地外に緑地が確保できる場合には、緑地面積率基準を満たしているとみなすことができることとする。**【平成 19 年度検討・結論、平成 20 年度前半までに措置】**( 地域ア a )

また、工場敷地の周辺部に整備された緑地によって工場周辺の住環境から視覚的に当該工場が遮断されている状態は、周辺住環境との調和が保たれ、周辺地域の生活環境が保持されている状態の一つであると考えられる。

したがって、工場敷地の周辺部に立体的に見て十分な緑の量が確保できる場合には、緑地面積率基準を満たしているとみなすことができることとする。**【平成 19 年度検討・結論、平成 20 年度前半までに措置】**( 地域ア b )

#### ( 4 ) 地域の特性を活かした酒類の製造販売に係る自由度の向上

##### **構造改革特別区域法における酒税の特例**

構造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行 6 キロリットル）を果実酒については 2 キロリットルに、リキュールについては 1 キロリットルに引き下げる。**【平成 19 年度検討・結論・法案提出】**( 地域ア a )

また、構造改革特別区域内において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行 6 キロリットル）を適用しない。**【平成 19 年度検討・結論・法案提出】**( 地域ア b )

##### **みなし製造の規定の適用除外【平成 19 年度検討・結論・法案提出】**

酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において飲用に供するため、その営業場において課税済みの蒸留酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合には、一定の要件の下、みなし製造の規定を適用しない。( 地域ア )